

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成18年6月8日(2006.6.8)

【公表番号】特表2005-535739(P2005-535739A)

【公表日】平成17年11月24日(2005.11.24)

【年通号数】公開・登録公報2005-046

【出願番号】特願2004-515332(P2004-515332)

【国際特許分類】

C 08 G 18/65 (2006.01)

A 61 F 2/38 (2006.01)

A 61 L 27/00 (2006.01)

D 01 F 6/70 (2006.01)

【F I】

C 08 G 18/65 B

A 61 F 2/38

A 61 L 27/00 Y

D 01 F 6/70 Z

【手続補正書】

【提出日】平成18年4月14日(2006.4.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

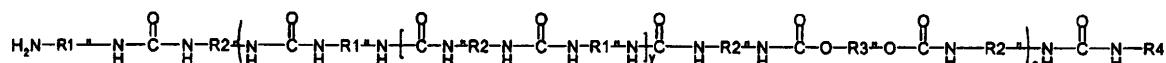
【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

式(1)による線状ブロック重合体であつて



(1)

(ここでR1はジアミン、例えばエチレンジアミン、1,2-ジアミノプロパンまたは1,3-ジアミノプロパン、から誘導され;

R2は芳香族ジイソシアネートから誘導され;

R3はエステルジオールから誘導され;

R4はジブチルアミンまたはエタノールアミンから誘導され;

更に0 < y < 4かつz > 8である)、

R2及びR3が誘導されるモノマーが、R2とR3の間のモル比が2:1より大きくなるような量で添加されることを特徴とする線状ブロック重合体。

【請求項2】

R1がエチレンジアミン、1,3-ジアミノプロパン、1,2-ジアミノプロパン、1,4-ジアミノブタン、1,5-ジアミノペンタン、または1,6-ジアミノヘキサンから誘導されることを特徴とする請求項1に記載の線状ブロック重合体。

【請求項3】

R3がポリカプロラクトンジオール、ポリジエチレングリコールアジペート、またはポリ(ペントジオールピメレート)から誘導されることを特徴とする請求項1または2に

記載の線状block重合体。

【請求項4】

R2が4,4ジフェニルメタンジイソシアネート、ナフタレンジイソシアネート、またはトルエンジイソシアネートから誘導されることを特徴とする請求項1から3のいずれかに記載の線状block重合体。

【請求項5】

請求項1から4のいずれかに記載の線状block重合体から製造されたことを特徴とする繊維。

【請求項6】

繊維が少なくとも0.1N/Texの韌性を示すことを特徴とする請求項5に記載の繊維。

【請求項7】

繊維が0.2N/Tex以上の韌性を示すことを特徴とする請求項6に記載の繊維。

【請求項8】

繊維が100%以下の破断点伸びを示すことを特徴とする請求項5から7のいずれかに記載の繊維。

【請求項9】

繊維が43%以下の破断点伸びを示すことを特徴とする請求項5から7のいずれかに記載の繊維。

【請求項10】

請求項1から4のいずれかに記載の線状block重合体から製造されたことを特徴とするフィルム。

【請求項11】

請求項1から4のいずれかに記載の線状block重合体から製造されたことを特徴とする多孔性高分子材料。

【請求項12】

人間または動物の体に移植するためのインプラントであって、そのインプラントが請求項1から4のいずれかに記載の線状block重合体を含むことを特徴とするインプラント。